

木曾郡民会館利用時間区分及び使用料

(単位：円)

区 分			午 前	午 後	夜 間	昼 間	昼 夜	全 日	
			午前 9 時から 正午まで	正午から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	正午から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで	
大会議室	平日	全 室	2,600	3,600	4,400	5,400	7,200	9,000	
		仕切り	大	1,800	2,600	3,600	4,400	5,400	7,200
			小	1,400	1,400	2,100	2,600	3,600	4,400
	土日祭 曜 日	全 室	3,900	5,400	6,600	8,000	10,800	13,400	
		仕切り	大	2,600	3,900	5,400	6,600	8,000	10,800
			小	2,100	2,100	3,200	3,900	5,400	6,600
和 室	平日	仕切り	1号	1,800	1,800	2,100	2,600	3,600	4,400
			2号	800	800	1,000	1,000	1,400	1,800
			3号	800	800	1,000	1,000	1,400	1,800
	土日祭 曜 日	仕切り	1号	2,600	2,600	3,200	3,900	5,400	6,600
			2号	1,200	1,200	1,500	1,500	2,100	2,600
			3号	1,200	1,200	1,500	1,500	2,100	2,600
視 聴 覚 室	曜 日 に か かわ ら ず		1,400	1,800	2,100	2,600	3,600	4,400	
小 会 議 室	"		1,800	1,800	2,100	2,600	3,600	4,400	
談 話 室 そ の 他 の 室	"		1,000	1,400	1,800	2,100	3,600	3,200	

(備考)

1. 器具、備品の使用をするときは、マイクロホン一式 1 回 500 円、ガス ( 3 台一式 1 回 3 時間 ) 450 円を別に徴収するほか、電気を使用するときは、コンセント 1 箇所 500 円を加算する。
2. 暖房設備の使用料は、次に定める額を加算する。
  - (1) 大会議室 1 時間 1,300 円
  - (2) 和室 半日 500 円
  - (3) その他の部屋 半日 700 円
3. 利用者が入場料その他これに類する料金等を徴収する場合の使用料は、次の割合を加算する。
 

(1) 1 人 30 円未満	10%
(2) 1 人 30 円以上 70 円未満	20%
(3) 1 人 70 円以上 100 円未満	30%
(4) 1 人 100 円以上 300 円未満	40%
(5) 1 人 300 円以上	50%

4. 展示即売を兼ね商品の宣伝のために利用する場合の使用料は、30パーセントを加算する。
5. 申請した利用時間を超過して利用する場合の使用料は、それぞれの区分に該当する1時間当たり（超過した利用時間が1時間に満たない場合は、10分以上を1時間として計算する。）の額を加算した額とする。
6. ステージのみを利用する場合は、平日の大会議室使用料の3分の1に相当する額とする。
7. 特別の理由により、会館を利用する場合の利用時間、使用料については、町長がその都度定める。

#### 木曾福島保健センター利用時間区分及び使用料

（単位：円）

区 分			午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日	
			午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
大会議室	平日	全室	2,800	3,900	4,800	5,900	7,900	9,900	
		仕切り	大	2,000	2,800	3,900	4,800	5,900	7,900
			小	1,500	1,500	2,300	2,800	3,900	4,800
	土曜日 日曜日 祭日	全室	4,300	5,900	7,200	8,800	11,800	14,700	
		仕切り	大	2,800	4,300	5,900	7,200	8,800	11,800
			小	2,300	2,300	3,500	4,300	5,900	7,200

（備考）

1. 器具、備品の使用をするときは、マイクロホナー式1回500円、ガス1回3時間450円を別に徴収するほか、電気を使用するときは、実費相当額を加算する。
2. 冷房又は暖房設備の使用料は、別に定める額を加算する。
3. 展示即売を兼ね商品の宣伝のために利用する場合の使用料は、30パーセントを加算する。
4. 申込利用時間を超過して利用する場合の使用料は、それぞれの区分に該当する1時間当たりの額を加算した額とする。
5. 特別の理由により、木曾福島保健センターを利用する場合の利用時間及び使用料については、町長がその都度定める。

**日義農村環境改善センター使用料**

(単位：円)

種別	区分	半日	1日	冬季暖房加算	
				半日	1日
多目的ホール		3,000	5,000	500	1,000
農事研修室		2,000	4,000	500	1,000
生活研修室		2,000	3,000	500	1,000
農産加工実習室		3,000	5,000	500	1,000

**日義山吹館使用料**

(単位：円)

名	称	単 位	使 用 料	
山吹館		1日又は1回	全 館	5,300円
			その他の室	2,100円
			暖房料加算	
			全 館	1,100円
			その他の室	600円

**木曾町開田高原末川研修センター使用料**

(単位：円)

室 名	区 分	時 間					
		午 前	午 後	夜 間	昼 間	昼 夜	全 日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
研 修 室	曜日にかかわらず	400	500	500	800	900	1,300
"	"	400	500	500	800	900	1,300
"	"	400	500	500	800	900	1,300
大会議室	平 日	1,300	1,700	1,700	2,700	3,000	4,300
	土日祭日	1,500	2,000	2,000	3,200	3,600	5,100
全 館		2,000	2,500	2,500	4,000	4,400	5,800

(備考)

1. 申込時間を超過して利用する場合は、使用料は、それぞれの区分に該当する1時間当たりの計算額とする。
2. 入場料又はこれに類するものを徴収して利用する場合は、各区分料金の2倍に相当する額を徴収する。

**開田高原西野研修センター使用料**

(単位：円)

利用場所	単 位	料 金	備 考
全館	1日	10,000	
	半日	6,000	

暖房使用の場合は、料金の2割増しとする。